第四十八条第一項第二号ハ(3)の表共済契約に関する指標の項第六号及び第七号中「引受けた」を「引き受けた」に改め、同項第八号中「引受けた」を「引き受けた」に、「指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。）」を「適格格付業者（保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社））保険契約に関する指標等の項第八号又は別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（損害保険会社））保険契約に関する指標等の項第七号に規定する適格格付業者をいう。）」に、「格付機関による」を「格付業者による」に改める。

第五十条の四中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とし、第十五号を削り、第十六号を第十四号とする。

（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

第三条　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府農林水産省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第九十七条第二項第二十号イを次のように改める。

イ　当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。

第九十七条第二項第二十号ハ中「又はロ」を「からニまでのいずれか」に改め、同号中ハをホとし、ロの次に次のように加える。

ハ　当該会社の発行する新株予約権を取得すること。

ニ　株式に係る配当を受け取り又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。

第百二十条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とし、第十五号を削り、第十六号を第十四号とする。

附　則

この命令は、平成二十三年一月四日から施行する。ただし、第二条中漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第四十八条第一項第二号ハ(3)の表共済契約に関する指標の項第八号の改正規定は、同月一日から施行する。

省　令

○財務省令第六十一号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十五条第一項及び租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十三第四項の規定に基づき、租税特別措置法施行規則及び所得税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月二十八日

財務大臣　野田　佳彦

租税特別措置法施行規則及び所得税法施行規則の一部を改正する省令

（租税特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条の七第一項第一号ロ中「委託手数料（商品取引所法施行規則」を「手数料等（商品先物取引法施行規則」に、「第百四条第一項第七号に掲げる委託手数料」を「第百条の五に規定する手数料等」に改め、同項第二号ロ中「委託手数料」を「手数料等」に改める。

（所得税法施行規則の一部改正）

第二条　所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第九十条の五第一号ニ中「委託手数料の額（商品取引所法施行規則」を「手数料等（商品先物取引法施行規則」に、「第百四条第一項第七号（受託契約の締結前に交付すべき書面の記載事項等）に掲げる委託手数料の額をいう。）」を「第百条の五（顧客が支払うべき対価に関する事項）に規定する手数料等をいう。）の額」に改め、同条第二号ニ中「委託手数料（」を「手数料（」に、「第百六十四条第一項第一号リ（顧客勘定元帳）に掲げる委託手数料」を「第七十四条第一項（顧客が支払うべき対価に関する事項）に規定する手数料等」に改め、同条第三号ニ中「委託手数料（商品取引所法施行規則」を「手数料等（商品先物取引法施行規則」に、「第百六十四条第一項第一号リ（顧客勘定元帳）に掲げる委託手数料」を「第七十四条第一項（顧客が支払うべき対価に関する事項）に規定する手数料等」に改める。

別表第五(三十一)の表中「委託手数料」を「手数料等の額」に改め、同表の備考2(5)中「「委託手数料の額」」を「「手数料等の額」」に、「委託手数料の額（商品取引所法施行規則第104条第1項第7号に掲げる委託手数料の額をいう。）」を「手数料等（商品先物取引法施行規則第100条の5に規定する手数料等をいう。）の額」に改め、同表の備考2(8)中「商品取引所法施行規則第109条第2号に掲げる対価の額、約定価格又は約定指数」を「商品先物取引法施行規則第109条第1項第2号に掲げる対価の額又は約定価格等」に改め、同表の備考3(5)中「「委託手数料」」を「「手数料等の額」」に、「委託手数料（」を「手数料等（」に、「第164条第1項第1号リに掲げる委託手数料」を「第74条第1項に規定する手数料等」に改め、同表の備考4(5)中「「委託手数料」」を「「手数料等の額」」に、「「委託手数料の」」を「「手数料等の」」に改める。

○厚生労働省令第百三十一号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条、第十条の三第一項、第十五条第三項、第三十条第一項、第三十七条第二項、第五十六条の三第一項第一号イ及びロ並びに同項第二号、第六十条の二第一項、第六十一条第一項、第六十一条の二第一項、第六十一条の四第一項、第六十一条の六第一項並びに第八十二条の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月二十八日

厚生労働大臣　細川　律夫

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

目次中「―第百四十九条」を「―第百四十六条」に改める。

第百四十六条を次のように改める。

（光ディスク等による手続）

第百四十六条　次の各号に掲げる届書については、それぞれ当該各号に掲げる届書に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下「光ディスク等」という。）及び当該各号に掲げる届書の区分に応じ当該各号に定める書類をもつて、当該各号に掲げる届書に代えることができる。

一　資格取得届　雇用保険被保険者資格取得届光ディスク等提出用総括票（様式第三十五号）

二　資格喪失届　雇用保険被保険者資格喪失届光ディスク等提出用総括票（様式第三十六号）

三　転勤届　雇用保険被保険者転勤届光ディスク等提出用総括票（様式第三十七号）

2　前項の規定により同項各号に掲げる届書に代えて光ディスク等及び同項各号に定める書類が提出される場合においては、当該光ディスク等及び当該書類は当該届書とみなす。

第百四十七条から第百四十九条までを削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。

（書式に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の所得税法施行規則（以下「新所得税法施行規則」という。）別表第五(三十一)に定める書式は、この省令の施行の日以後に所得税法第二百二十五条第一項の規定により提出する同項に規定する調書について適用し、同日前に提出した当該調書については、なお従前の例による。

2　前項に規定する書式は、当分の間、第二条の規定による改正前の所得税法施行規則の相当の規定に定める調書に、新所得税法施行規則別表第五(三十一)に準じて、記載したものをもつてこれに代えることができる。